

新 旧 対 照 条 文

◎ 国民健康保険条例参考例 (抄) (本則関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(保険料の賦課額) 第十四条の二 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。 一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。) 二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。) 三 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。) 四 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。) (基礎賦課額) 第十四条の三 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第二十二條、第二十	(保険料の賦課額) 第十四条の二 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。) 及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。) 並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。) につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。) の合算額とする。 (基礎賦課額) 第十四条の三 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第二十二條、第二十

二条の三及び第二十二條の四の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七條第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ（略）

ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第七條の規定により読み替えられた法第七十五條の七第一項の国民健康保険事業費納付金という。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。））、介護保

二条の三及び第二十二條の四の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七條第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第七條の規定により読み替えられた法第七十五條の七第一項の国民健康保険事業費納付金という。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。））、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保

険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ、ホ（略）

ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ（略）

ロ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ 法第八十一条の二第五項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第八十一条の二第十項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額

ホ 保健事業に要する費用の額

ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法第七十四条の規定による補助金の額

ロ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ・二 (略)

三 (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第十八条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 (略)

二 資産割 基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を第十七条に規定する固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）（国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第六号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

三・四 (略)

ハ 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

二 その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

三 当該年度における第二十七条第一項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

(基礎賦課額の保険料率)

第十八条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年省令第五十三号）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 資産割 基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を第十七条に規定する固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）（国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第七号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

三 被保険者均等割 基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

四 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第四位未満の端数又は一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市（区、町、村）長（管理者）は、第一項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

第十八条の六 第十五条の基礎賦課額は、六十七万円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第十八条の六の二 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第二十二條、第二十二條の三及び第二十二條の四の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七條第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（（県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）の額

二・三 （略）

第十八条の六 第十五条の基礎賦課額は、六十六万円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第十八条の六の二 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第二十二條、第二十二條の三及び第二十二條の四の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七條第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（（県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十八条の六の六 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 (略)

二 資産割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額

を被保険者に係る固定資産税額(土地及び家屋に係る固定資産税額)
(国民健康保険法施行令第二十九条の七第三項第五号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

三 (略)

四 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直

の第三項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

三 当該年度における第二十七条第一項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十八条の六の六 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

二 資産割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を被保険者に係る固定資産税額(土地及び家屋に係る固定資産税額)
(国民健康保険法施行令第二十九条の七第三項第六号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

三 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

四 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の

前の二箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

(介護納付金賦課総額)

第十八条の七 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第二十二条及び第二十二條の四の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七條第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県(都・道・府)の国民健康保険に関する特別会計において負担

二箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第四位未満の端数又は一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市(区、町、村)長(管理者)は、第一項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(介護納付金賦課総額)

第十八条の七 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第二十二条及び第二十二條の四の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七條第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県(都・道・府)の国民健康保険に関する特別会計において負担

する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

二・三 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十八条の十一 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 (略)

二 資産割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額(土地及び家屋に係る固定資産税額) (国民健康保険法施行令第二十九条の七第四項第五号ただ

する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

三 当該年度における第二十七条第一項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十八条の十一 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

二 資産割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額(土地及び家屋に係る固定資産税額) (国民健康保険法施行令第二十九条の七第四項第六号ただ

し書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

三・四 (略)

2・3 (略)

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第十八条の十三 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第二十二条、第二十二条の三、第二十二条の四及び第二十二条の五の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七条第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合

し書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

三 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

四 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第四位未満の端数又は一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市(区、町、村)長(管理者)は、第一項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(新設)

算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

ロ 第二十二条の五に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

三 当該年度における第二十七条第一項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第十八条の十四 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した

（新設）

世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する十八歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第十八条の十五 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第十八条の十七の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（新設）

（子ども・子育て支援納付金賦課額の資産割額の算定）

第十八条の十六 第十八条の十四の資産割額は、被保険者に係る当該年度分の固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。

（新設）

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第十八条の十七 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

（新設）

一 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第十八条の十三第一号ロに掲げる額の見込額及び同号ロに係る同条第三号の額の見込額の合算額から同条第一号ロに係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の百分の〇〇に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の十の二に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 資産割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の百分の〇〇に相当する額を被保険者に係る固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）（国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第五号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の十の二に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

三 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

四 十八歳以上被保険者均等割 第十八条の十三第一号ロに掲げる額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

五 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じて得た額

前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第四

位未満の端数又は一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市(区、町、村)長(管理者)は、第一項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第十八条の十八 第十八条の十四の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第二十一条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第十五条、第十八条の六の三若しくは第十八条の十四の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第十八条の八の額又は第二十二條第一項各号(同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額若しくは同条第五項各号に定める額、第二十二條の三第一項(同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、同条第五項(同条第七項又は

(新設)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第二十一条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第十五条、第十八条の六の三の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第十八条の八の額又は第二十二條第一項各号(同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第二十二條の三第一項(同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める第十八条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第二十二條の三

第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第二十二条の四第一項各号（同条第三項から第五項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第六項各号（同条第八項から第十項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第二十二条の五第一項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合には、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十五条、第十八条の六の三、第十八条の八若しくは第十八条の十四の額又は第二十二条第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号に定める額、第二十二条の三第一項に定める額、同条第五項に定める額、第二十二条の四第一項各号に定める額、同条第六項各号に定める額若しくは第二十二条の五第一項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合には、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第二十二条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦

第四項第一号（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第二十二条の四第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第五項各号（同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合には、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十五条若しくは第十八条の六の三の額若しくは第十八条の八の額又は第二十二条第一項各号に定める額、第二十二条の三第一項に定める第十八条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第二十二条の三第四項第一号に定める額、第二十二条の四第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第二十二条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦

課額のうち基礎賦課額は、第十五条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十七万円を超える場合には、六十七万円）とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得

課額のうち基礎賦課額は、第十五条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十六万円を超える場合には、六十六万円）とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得

税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下の項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号並びに第五項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第三号並びに第五項において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年

税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下の項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第三号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険

度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に三十一万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数

者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の七（十分の六、十分の五）を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の七（十分の六、十分の五）を乗じて得た額

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に三十五万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の五（十分の四、十分の三）を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の五（十分の四、十分の三）を乗じて得た額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数

が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額に五十七万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ（略）

2
（略）

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。

この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の六の三」と、「六十七万円」とあるのは「二十六万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の六の六」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用

が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額に五十六万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項各号イ及びロに規定する額（前項に規定する第一号の一人当たり軽減額、第二号の一人当たり軽減額及び第三号の一人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第十八条第二項及び第三項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第一号の一人当たり軽減額、第二号の一人当たり軽減額及び第三号の一人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の六の三」と、「六十六万円」とあるのは「二十六万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の六の六」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用

する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の八」と、「六十七万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第十八条の十四の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が三万円を超える場合には、三万円）とする。

一 第一項第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の七（十分の六、十分の五）を乗じて得た額
ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割の保険料率に十分の七（十分の六、十分の五）を乗じて得た額

する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の八」と、「六十六万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。

（新設）

ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の七（十分の六、十分の五）を乗じて得た額

二 第一項第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に三十一万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の五（十分の四、十分の三）を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割の保険料率に十分の五（十分の四、十分の三）を乗じて得た額

ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の五（十分の四、十分の三）を乗じて得た額

三 第一項第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の

所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に五十七万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

6 | 第十八条の十七第二項及び第三項の規定は、前項各号イからハまでに規定する額（前項に規定する第一号の一人当たり軽減額、第二号の一人当たり軽減額及び第三号の一人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第十八条の十七第二項及び第三項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第一号の一人当たり軽減額、第

（新設）

二号の一人当たり軽減額及び第三号の一人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第二十二條の二 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第十六條第一項、第十八條の六の四、第十八條の九及び第十八條の十五並びに前條第一項(同條第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同條第五項の規定の適用については、第十六條第一項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同條第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。第二項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前條第一項第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同條第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。)」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第二十二條の三 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十八條の基礎賦課額の被保険者均等割の保険

(特例対象被保険者等の特例)

第二十二條の二 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第十六條第一項及び前條第一項の規定の適用については、第十六條第一項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同條第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。第二項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前條第一項第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同條第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。)」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第二十二條の三 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十八條の基礎賦課額の被保険者均等割の保険

料率から、当該保険料率に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十八条第二項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第五項に掲げる場合を除く。）。

2・3 （略）

4 第一項及び第二項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減

額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第十八条」とあるのは「第十八条の十七」と、第二項中「第十八条第三項」とあるのは「第十八条の十七第三項」と読み替えるものとする。

5・6 （略）

料率から、当該保険料率に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十八条第二項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第四項に掲げる場合を除く。）。

2 第十八条第三項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第十八条第三項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十八条」とあるのは「第十八条の六の六」と、第二項中「第十八条第三項」とあるのは「第十八条の六の六第三項」と読み替えるものとする。

（新設）

4 当該年度において、第二十二条に規定する基準に従い保険料を減額

するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 第十八条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第二十二条第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第十八条第二項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

二 第一号に掲げる額に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十八条第二項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

7| 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第二十二条第一項各号」とあるのは「第二十二条第三項の規定により読み替えられた同条第一項各号」と、「第十八条」とあるのは「第十八条の六の六」と、第六項中「第十八条第三項」とあるのは「第十八条の六の六第三項」と読み替えるものとする。

8| 第五項及び第六項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第二十二条第一項各号」とあるのは「第二十二条第五項各号」と、「第十八条」とあるのは「第十八条の十七」と、第六項中「第十八条第三項」とあるのは「第十八条の十七第三項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第二十二条の四 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第二十九条の七第六項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十五条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十七万円を超える場合には、六十七万円）とする（第六項に掲げる場合を除く）。

一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分

5| 第十八条第三項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第十八条第三項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6| 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第四項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十八条」とあるのは「第十八条の六の六」と、第五項中「第十八条第三項」とあるのは「第十八条の六の六第三項」と読み替えるものとする。

(新設)

(出産被保険者の保険料の減額)

第二十二条の四 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十五条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十六万円を超える場合には、六十六万円）とする（第五項に掲げる場合を除く）。

一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分

の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第三十二条の十の三）で定める場合には、出産の日。第二十七条の四第一項及び第二項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二（略）

2（略）

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の六の三」と、「六十七万円」とあるのは「二十六万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の六の六」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の八」と、「六十七万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。

の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第三十二条の十の二）で定める場合には、出産の日。第二十七条の四第一項及び第二項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第十八条第二項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第十八条第二項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の六の三」と、「六十六万円」とあるのは「二十六万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の六の六」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の八」と、「六十六万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び十八歳以上被保険者均等割」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の十四」と、「六十七万円」とあるのは「三万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十七」と読み替えるものとする。	(新設) 5 当該年度において、第二十二条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十五条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十六万円を超える場合には、六十六万円）とする。 一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第二十二条第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 第十八条第二項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第十八条の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
6 当該年度において、第二十二条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十五条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十七万円を超える場合には、六十七万円）とする。 一・二 (略)	7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す
7 (略) 8 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す	7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す

る。この場合において、第六項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の六の三」と、「六十七万円」とあるのは「二十六万円」と、「第二十二条第一項各号」とあるのは「第二十二条第三項の規定により読み替えられた同条第一項各号」と、第七項中「第十八条」とあるのは「第十八条の六」と読み替えるものとする。

9 第六項及び第七項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第六項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の八」と、「六十七万円」とあるのは「十七万円」と、「第二十二条第一項各号」とあるのは「第二十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項各号」と、第七項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。

10 第六項及び第七項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第六項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び十八歳以上被保険者均等割」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の十四」と、「六十七万円」とあるのは「三万円」と、「第二十二条第一項各号」とあるのは「第二十二条第五項各号」と、第七項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十七」と読み替えるものとする。

（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

る。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の六の三」と、「六十六万円」とあるのは「二十六万円」と、第六項中「第十八条」とあるのは「第十八条の六」と読み替えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条」とあるのは「第十八条の八」と、「六十六万円」とあるのは「十七万円」と、第六項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。

（新設）

第二十二條の五 当該年度において、その世帯に十八歳に達する日以後

(新設)

の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「十八歳未満被保険者」という。）がある場合における当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第十八条の十七の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第二十二條第五項、第二十二條の三第四項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは同条第八項の規定により読み替えられた同条第五項又は前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは同条第十項の規定により読み替えられた同条第六項に規定する基準に従い当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額（以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第十八条の十七第三項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第十八条の十七第三項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例による改正後の第十四条の二、第十八条の六、第十八条の十三から第十八条の十八まで及び第二十一条から第二十二條の五までの規定は、令和八年度以後の年度分の保険料について適用し、令和七年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。